

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	104
許認可等の種類	原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料の認定			
根拠法令条例等・条項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第26条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第31条及び第32条			
許認可等の概要	原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料の認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】別紙の基準による。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (申請が極めて稀であるため。)			
期間の制定根拠	—			

(別紙) 審査基準

原子爆弾小頭症手当

日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の状態の障害とする。(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第47条)

健康管理手当

次に掲げる障害とする。(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第51条)

- 1 造血機能障害
- 2 肝臓機能障害
- 3 細胞増殖機能障害
- 4 内分泌腺機能障害
- 5 脳血管障害
- 6 循環器機能障害
- 7 腎臓機能障害
- 8 水晶体混濁による視機能障害
- 9 呼吸器機能障害
- 10 運動器機能障害
- 11 潰瘍による消化器機能障害

保健手当

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第28条第1項に示された基準による。

介護手当(中度)

次に掲げる範囲の障害とする。(原子爆弾被爆者に対する救護に関する法律施行規則第64条別表2)

- 1 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 音声機能、言語機能又はそしゃく機能を喪失したもの
- 5 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢のすべての指を欠くもの
- 9 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 10 両下肢をショパー関節以上で欠くもの
- 11 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 12 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの
- 13 一下肢の機能を全廃したもの
- 14 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

介護手当(重度・家族介護)

次に掲げる範囲の障害とする。(原子爆弾被爆者に対する救護に関する法律施行規則第64条第2項別表)

- 1 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿の二分の一以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの

- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

葬祭料

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に示された基準による。